

飯田市土地利用基本方針及び飯田市景観計画の変更  
(上久堅地区における屋外広告物の基準強化等)

飯田市地域計画課

飯田市屋外広告物条例施行規則の改正と飯田市景観計画の変更により上久堅地区における屋外広告物（看板）に関する基準を強化しました。

令和3年4月1日以降に上久堅地区で屋外広告物の表示、設置及び改造に着手しようとするときは、新たな基準に適合した計画となるようお願いいたします。

届出が必要な規模及び表示等できる基準を以下に示させていただきます。

### 1 変更した計画及び改正した規則

- (1) 飯田市土地利用基本方針
- (2) 飯田市景観計画
- (3) 飯田市屋外広告物条例施行規則

### 2 施行日

上記1 (2) については、令和3年3月1日より施行する。

(令和3年4月1日以降に工事着手するものから適用します)

### 3 届出が必要な規模（抜粋）

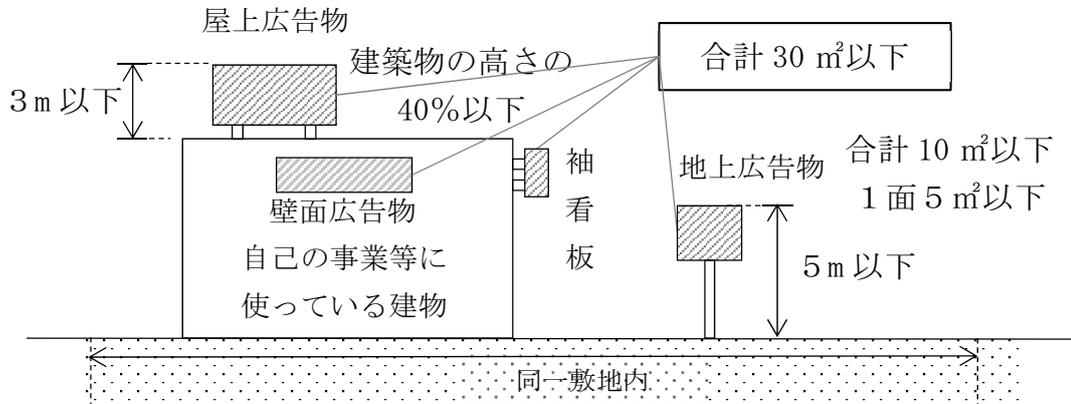
種 別		現 在	新たな基準
自己用	広告物等の表示面積	合計 15 m <sup>2</sup> 超	1面 4 m <sup>2</sup> 超又は 合計 8 m <sup>2</sup> 超
	広告物等の高さ	4 m 超	4 m 超
非自己用	広告物等の表示面積	1面 5 m <sup>2</sup> 超又は 周囲 50m以内合計 10 m <sup>2</sup> 超	1面 3 m <sup>2</sup> 超又は 周囲 50m以内合計 6 m <sup>2</sup> 超
	広告物等の高さ	4 m 超	3 m 超

※ 自己用：自己の事業等に使っている建物のある敷地内にその事業等の内容を表示するもの

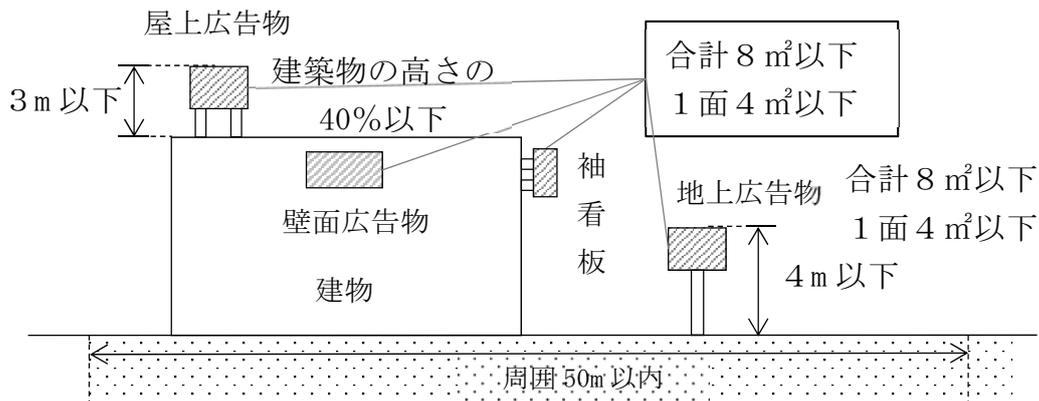
※ 非自己用：自己の事業敷地外に事業等の内容を表示するもの

#### 4 強化された基準（抜粋）

##### ○自己用広告物の基準



##### ○非自己用広告物の基準



#### 5 主な経過

令和2年

- 9月 3日 飯田市議会産業建設委員会 報告
- 10月 5日 土地利用計画審議会
- 10月 6日～11月 5日 パブリックコメント
- 11月 9日 上久堅地域協議会意見聴取
- 11月 12日 上久堅景観協議会
- 12月 22日 土地利用計画審議会（諮問・答申）

令和3年

- 1月 6日 土地利用基本方針の変更（決定・施行）
- 1月 6日 景観計画の変更（決定）
- 1月 28日 屋外広告物条例施行規則の一部改正（公布・施行）
- 3月 1日 景観計画の変更（施行）